

土砂災害の緊急点検活動に関する協定

姫路市（以下「甲」という）、兵庫県中播磨県民センター（以下「乙」という）及び特定非営利活動法人 兵庫県砂防ボランティア協会（以下「丙」という）は、姫路市内で発生した土砂災害の緊急点検活動に関し、次のとおり協定する。

（要請）

第1条 甲は、土砂災害の状況を把握するため、緊急点検活動（以下「活動」という）を必要とするときは、乙の協力を得て次に掲げる事項を明らかにした上で、丙に対し書面（様式1）により活動を要請することができる。この場合において、文書による要請のいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに書面を交付するものとする。

- (1) 土砂災害の発生日時と箇所名、所在地、災害状況、避難状況
- (2) 土砂災害発生場所に係る土砂災害警戒区域等の概要、土砂災害関係法令の指定状況
- (3) その他必要な事項

（活動の内容）

第2条 丙は、甲の要請により、緊急点検調査票（以下「調査票」という）により活動するものとする。

2 調査票は丙が定め、事前に甲及び乙の承認を受けるものとする。

（甲と乙の協力）

第3条 甲と乙は、活動を円滑に進めるため、互いに協力するものとする。

（甲の責務）

第4条 甲は、丙の活動が円滑に行われるよう、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 地元調整及び現地案内
- (2) 必要となる平面図（地形図）及び物資の可能な範囲での提供及び貸与
- (3) その他必要な事項

（丙の責務）

第5条 丙は、第1条の要請に基づき、可能な限り速やかに活動に着手するものとする。

（報告）

第6条 丙は、活動が完了したときは、次に掲げる事項を明らかにし、書面（様式2）により報告するものとする。この場合において、文書による報告のいとまがないときは、口頭で報告し、その後速やかに書面を提出するものとする。

- (1) 日時及び場所
- (2) 従事した者の氏名及び期間
- (3) その他必要な事項

(経費の負担)

第7条 甲は、丙の活動に要した費用について、実費の弁償として交通費を負担する。

(損害の負担)

第8条 活動により生じた損害については、甲、乙及び丙が協議して負担するものとする。

(連絡担当者)

第9条 甲、乙及び丙は、この協定に関し、あらかじめそれぞれの連絡担当者を定めるものとし、土砂災害が発生した際には速やかに連絡を取るものとする。

(情報の交換)

第10条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく活動が円滑に行われるよう相互に情報交換を行うものとする。

(協定期間)

第11条 この協定の有効期間は、平成29年6月28日から平成30年3月31日までとする。

2 前項の有効期間満了日の1月前までに甲、乙及び丙のいずれからも特段の意思表示がないときは、満了日の翌日から、さらに1年間同一の内容で更新されるものとし、その後も同様とする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この協定の証しとして、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年6月28日

甲 姫路市安田四丁目1番地

姫路市

姫路市長

石見 利勝

乙 姫路市北条1-98

兵庫県中播磨県民センター

センター長

田中 基康

丙 神戸市須磨区東町3-3-9

特定非営利活動法人兵庫県砂防ボランティア協会

理事長

林 任輝

様式 1 (第 1 条関係)

土砂災害の緊急点検活動 要請書

1 活動日時（希望） 年 月 日

2 活動箇所

番号	発災日時	箇所名	所在地	災害状況	避難状況	法指定
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

3 箇所概要 別添 (土砂災害警戒区域図等)

4 活動内容 別途定めた緊急点検調査表による。

年 月 日

特定非営利活動法人 兵庫県砂防ボランティア協会理事長 林 任輝 様

姫路市長 石見 利勝

(連絡責任者 姫路市 危機管理室長)

様式2（第6条関係）

土砂災害の緊急点検活動 報告書

1 活動日時 年 月 日 ～ 月 日

2 活動従事者 人

従事者① 氏 名 :
連絡先 :
従事日 : 年 月 日 ～ 月 日

従事者② 氏 名 :
連絡先 :
従事日 : 年 月 日 ～ 月 日

従事者③ 氏 名 :
連絡先 :
従事日 : 年 月 日 ～ 月 日

3 活動結果 別添調査票のとおり

4 その他（特記事項）

年 月 日

姫路市長 石見 利勝 様

特定非営利活動法人 兵庫県砂防ボランティア協会理事長 林 任輝

（連絡責任者 兵庫県砂防ボランティア協会 ）